

長久手市教育委員会 委員名簿

平成24年10月1日現在

氏 名
近藤 勝志 <small>こん どう かつ し</small>
加藤 貴志子 <small>か どう き し こ</small>
横田 真規子 <small>よこ た ま き こ</small>
加藤 正雄 <small>か どう まさ お</small>
青山 守孝 <small>あお やま もり たか</small>

長久手市教育委員会会議規則

昭和56年4月1日

教委規則第3号

改正 平成11年11月1日教委規則第5号

平成14年3月1日教委規則第2号

平成24年3月26日教委規則第7号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 長久手市教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の種類)

第2条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月第1木曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは翌日）とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、この日以外の日とすることができる。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

(平24教委規則7・一部改正)

第2章 招集

(招集の方法等)

第3条 会議の招集は、委員長があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を各委員に通知して行う。

2 委員は、会議に遅参し、又は欠席しようとするときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

第3章 委員長等の選挙等

(委員長の選挙)

第4条 会議の招集の当日に委員長がないときは、委員長の選挙を行う。ただし、委員長の任期満了前に次期委員長の選挙を行うことを妨げない。

- 2 委員長の選挙は、指名推薦の方法によって行う。
- 3 委員長の選挙が前項の方法によって行われ難いときは、記名又は無記名投票の方法によって行う。
- 4 前項の場合においては、投票の過半数を得た者を当選人とし、投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者2人について決戦投票を行い、多数を得た者を当選人とする。ただし、決戦投票を行うべき2人が当選人を定めるに当たり得票が同じときは、くじでこれを定める。

(委員長職務代理者の指定)

第5条 会議の招集の当日に委員長職務代理者がいないときは、委員長職務代理者を指定する。

- 2 委員長職務代理者を指定する場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

第4章 会議

(会議の順序)

第6条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会の宣告
- (2) 議案の審議
- (3) 教育長等報告の聴取
- (4) その他
- (5) 閉会の宣告

(開会等の宣告)

第7条 会議の開会、休憩及び閉会は、委員長がこれを宣告する。

(事件の宣告)

第8条 委員長は、会議に付すべき事件を宣告しなければならない。

(事件の趣旨説明)

第9条 会議に付された事件については、その発議者又は提出者がまずその趣旨を説明しなければならない。

(委員の発言)

第10条 委員は、前項の説明が終わった後において、当該会議に付された事件について質疑し、又は意見を述べることができる。この場合においては、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序に従って委員長がこれを許可する。

(採決)

第11条 会議に付された事件のうち、採決を要するものについては、討論が終了した後、委員長が問題を宣告して採決しなければならない。

第12条 採決は、委員長が委員に対し、問題に対して異議をはかる方法によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めるときは、委員に対し1人ずつ賛否の意見を求める方法又は無記名投票の方法によって採決することができる。

(動議の提出)

第13条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、委員長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(会議の公開)

第14条 会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

2 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(事務局職員の出席)

第15条 教育長は、委員長の承認を得て、事務局職員を出席させることができる。

(会議録)

第16条 会議の次第は、会議録に記載するものとする。ただし、必要に応じて記載を省略することができる。

2 会議録には、委員長及び会議で決めた委員1名が署名しなければならない。

第17条 会議録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか、会議に出席した者の氏名
- (4) 議題及び議事の概要
- (5) 議題となった動議を提出した委員の氏名
- (6) 教育長等報告の要旨

- (7) その他委員長又は会議において必要と認めた事項
- 2 会議録は、委員長が事務局職員のうちから教育長の推薦する者を指名して、これを作成させるものとする。

第5章 請願等の処理

(請願等の処理)

第18条 委員に対して請願又は陳情しようとする者は、委員長の許可する時間内において事情を述べることができる。

第6章 傍聴

(傍聴の許可)

第19条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不相当と認めた者

(平24教委規則7・一部改正)

(傍聴人数の制限)

第21条 委員長は必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人の行為の制限)

第22条 傍聴人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 帽子をかぶること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

(傍聴人の退場)

第23条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は退場を命じたときは、すみやかに退場しなければならない。

第7章 雑則

(委任)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。